

資 料

昭和56年度厚生省予算について

木 本 忠 男

昭和56年度予算は、昨年12月29日に閣議決定が行われ、本年1月26日に国会に提出された。その後、3月7日に衆議院を通過、4月2日には参議院で可決され成立をみた。

以下、56年度予算について、予算編成の経緯、厚生省予算の内容等について、その概要を説明する。

I 予算編成の背景および経緯

(1) 財政の課題

財政の課題はいうまでもなく、現在のような異常に高い公債依存体質から脱却することである。すなわち、50年度以降、国の財政は毎年度、特例公債を含む大量の公債に依存しており（55年度予算（当初）の場合、歳入の33.5%を公債金収入に依っている）、公債発行残高も55年度末で約71兆円に達している。

現状のままでは、財政は社会経済状況の変化に対応して新たな施策を講じる余力は全くないばかりか、従来の施策水準を維持することすら困難な状況にあり、わが国経済の発展と国民生活の安定を図る上で重大な支障となるおそれがある。また、巨額の公債発行は消化面においても大きな困難に直面している。

したがって、財政再建を強力に推進し、速やかに財政本来の機能の回復を図ることが、最も緊急の課題であり、56年度予算はこの課題の達成をめざしており、予算もこれを主眼として編成されることとされた。

(2) 概算要求まで

各省庁は8月31日までに大蔵省に概算要求を提出することとなっているが、36年度以降概算要求につきシーリングが設定されている。

56年度の場合は、(1)に記したような理由からシーリングも特に厳しく設定され、「56年度概算要求額は、55年度予算額における一般行政経費の予算額に相当する金額およびその他の経費の予算額の7.5%増に相当する金額の合計額に各種年金についての前年度制度改正の平年度化増を加算した金額の範囲内にとどめるものとする。」（55年7月29日閣議了解）こととされた。

これを厚生省の場合にあてはめると、55年度と同額（すえ置き）とされた一般行政経費とその他の経費の7.5%増に相当する金額の合計額で7.3%増となり、これに各種年金の平年度化増経費（2.5%）を加算して、9.8%のシーリングとなる。

このように厳しい要求枠を設定するとともに、先の閣議了解では「各省庁においては、各種施策について財政事情に即応した徹底的な見直しを行った上、優先順位の厳しい選択を行い、経費の重点化、合理化を進め、極力、経費増加の抑制に努める。」ものとされた。

厚生省予算もこの閣議了解の線に沿いつつ、一方では、国民生活の安定のため不可欠である社会保障施策を着実に推進する必要があるという基本的な考え方に立って、施策の厳しい選択ときめ細かい配慮を加え、真に必要な分野に重点的、効率的な施策を講じることとし、総額8兆9,508億円（対前年度9.8%増）の概算要求を55年8月末行った。

(3) 予算の編成過程

各省庁の概算要求が行われた後、9月から本格的な予算編成作業が始まったが、12月2日、それまでの検討を踏まえて56年度の財政事情を示すフレーム試算（いわゆる「A・Bフレーム」）が大蔵省より公表された。（表1参照）

この試算では、公債を前年度より2兆円減額することを前提に、A、B二つの試算が示され、まず、試算Bでは一般歳出について当然増経費およびこれに準じる経費の増に相当する額1兆9000億円だけ歳出を増加させるとした場合の予算の姿を示している。（この場合には、約2兆2000億円もの大幅な増税が必要となる。）

一方、試算Aは、1兆9000億円の二分の一に相当する9500億円に歳出増をとどめた場合の予算の姿を示しているが、試算Aは歳出面において、試算Bは歳入面において、それぞれ大きな問題があり、公債の2兆円減額という方針を貫きつつ、現実的にはこの2つの試算の間で56年度予算の規模が決定されるということが明らかとなった。

これに遡ること2ヵ月、10月初旬に財政制度審議会に、いわゆる「ゼロ・リスト」が提出された。

これは「一般歳出に係るすべての経費について、それぞれ仮に前年度同額（伸び率ゼロ）にとどめると仮定したとき、どのような問題が生じるか」について主な経費に関し、とりまとめたものである。

(4) 56年度の経済見通しと経済運営の基本的態度

56年度予算編成の前提となる「昭和56年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」は55年12月20日、閣議了解された。

ここではまず、56年度の経済運営の基本的態度として次の4点をあげている。

ア. 国内民間需要を中心とした景気の着実な拡大を実現し、雇用の安定を図ること

イ. 物価の安定を図ること

ウ. わが国経済の安全保障を図るため、エネルギー等の重要資源の安定供給の確保と石油依存型経済構造からの脱却を図ること

エ. 世界経済の安定的発展に資するため、国際経済におけるわが国の地位にふさわしい責任と役割を果たすこと

このような経済運営態度の下において56年度の経済見通しとして、

表1 昭和56年度財政事情の試算

(単位: 億円, %)

	54 年 度 初		55 年 度		56 年 度			
	53→54	54→55	53→54	54→55	試 算 A		試 算 B	
					55→56		55→56	
(歳 入)								
1. 税 収	214,870	(0.2) 370	264,110	(22.9) 49,240	318,300	(20.5) 54,200	331,000	(25.3) 66,900
2. 税 外 収 入 等	18,431	(40.9) △169	19,078	(3.5) 647	21,000	(10.1) 1,900	21,000	(10.1) 1,900
3. 公 債 金 収 入	152,700	(39.0) 42,850	142,700	(△6.5) △10,000	122,700	(△14.0) △20,000	122,700	(△14.0) △20,000
計	386,001	(12.6) 43,051	425,888	(10.3) 39,887	462,000	(8.5) 36,100	474,700	(11.5) 48,800
(歳 出)								
1. 国 債 費	40,784	(26.6) 8,557	53,104	(30.2) 12,320	66,500	(25.2) 13,400	66,500	(25.2) 13,400
2. 地 方 交 付 税	52,882	(42.0) △1,086	65,452	(23.8) 12,570	78,700	(20.2) 13,200	81,900	(25.1) 16,400
3. 一 般 歳 出	292,335	(13.9) 35,580	307,332	(5.1) 14,997	316,800	(3.1) 9,500	326,300	(6.2) 19,000
計	386,001	(12.6) 43,051	425,888	(10.3) 39,887	462,000	(8.5) 36,100	474,700	(11.5) 48,800
公債依存度	39.6%		33.5%		26.6%		25.8%	

ア. 国内需要の動向のうち、民間最終消費支出は、前年度比9.9%程度の増加を示すものと見込まれる

イ. 雇用については、就業者数は前年度比1.0%程度増加し、失業者数は55年度よりもやや減少するものと見込まれる

ウ. 消費者物価は、安定化傾向の定着により、前年度比5.5%程度の上昇と見込まれる

等を示し、その結果、56年度の国民総生産は264兆8000億円程度となり、名目の成長率は9.1%程度、実質の成長率は5.3%程度となるものと見込まれ、わが国経済は、内需を中心とした中長期的な安定成長路線に定着するものとしている。

(表2参照)

(5) 昭和56年度予算編成方針

「昭和56年度予算編成方針」は以上を背景としつつ、「56年度の経済見通し」等とともに55年12

月20日に閣議決定された。

この予算編成方針では、まずわが国財政の当面の緊急課題として「わが国財政は、昭和50年度以降、毎年度、特例公債を含む大量の公債に依存せざるを得ず、公債発行残高も巨額に達している。この結果、財政は社会経済情勢の変化に対応した新たな施策を講ずる余力をなくし、また、経済、金融政策の円滑な運営に支障が生じている。経済の着実な発展と国民生活の安定、向上を図るため、このような公債依存体質から早期に脱却して、その対応力を回復し、将来に向けての明るい展望を切り開いていくこと」をあげている。

このような考え方の下に、56年度予算および財政投融资計画は、歳出面では限られた財源の中で各種施策について優先順位の厳しい選択を行い、質的内容の充実に配意しつつ、その規模を極力圧縮するとともに、歳入面においても、徹底した見

表2 主要経済指標

	54年度 (実績)	55年度 (実績見込み)	56年度 (見通し)	対前年度比増減率			
				55年度		56年度	
1. 国民総生産	兆円 (名目)	兆円程度 (名目)	兆円程度 (名目)	%程度 (名目)	%程度 (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)
国民総生産	224.9	242.8	264.8	8.0	4.8	9.1	5.3
民間最終消費支出	132.2	143.1	157.2	8.3	2.0	9.9	4.9
民間住宅	15.4	15.1	16.4	△1.6	△9.7	8.5	4.3
民間企業設備投資	34.3	37.7	41.8	10.1	5.1	10.7	7.3
2. 雇用	万人	万人程度	万人程度	%程度		%程度	
労働力人口	5,607	5,665	5,715	1.0		0.9	
就業者数	5,493	5,550	5,605	1.0		1.0	
3. 鉱工業生産	%	%程度	%程度				
鉱工業生産指数 対前年度比増減率	9.3	4.5	5.3				
4. 物価	%	%程度	%程度				
卸売物価指数 対前年度比騰落率	12.9	14.0	4.1				
消費者物価指数 対前年度比騰落率	4.8	7	5.5				
5. 経常収支	兆円	兆円程度	兆円程度	%程度		%程度	
貿易収支	△3.2	△2.0	△1.3	—		—	
輸出	△0.6	0.9	1.7	—		—	
輸入	24.2	29.2	32.4	20.8		11.0	
輸出入	24.8	28.3	30.7	14.3		8.4	

(注) 上記の諸計数は、現在考えられる内外環境の諸与件を前提とし、本文において表明されている経済運営の下で想定された昭和56年度経済の姿を示すものあり、我が国経済は民間活動がその主体をなすものであること、また、ことに国際環境の変化には予見し難い要素が多いことに鑑み、これらの数字はある程度の幅をもって考えられるべきである。

直しを行うことによって、公債発行額を大幅に縮減することを基本的方針とし、「昭和56年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」にのっとり、次により編成することとされている。

ア. 財政規模

(ア) 一般会計予算においては、経費の徹底した節減合理化に努め、特に一般歳出（国債費および地方交付税交付金以外の歳出）を極力圧縮することにより、全体としての歳出規模を厳しく抑制し、伸び率を一けたにとどめることとする。

(イ) 財政投融资計画についても、その規模の抑制を図るとともに、重点的、効率的な資金配分に努める。

イ. 公債発行

公債の発行額は、前年度当初発行予定額より2兆円減額し、12兆2700億円とする。

ウ. 行政改革等の推進

(ア) 行政の減量化を図る見地から、事務・事業の整理、委譲等を行うほか、昭和55年行政改革を引き続き着実に実施することとし、特殊法人の統廃合、地方支分部局等の整理合理化等を推進する。また、財政再建に資するため、特殊法人の剰余金の国庫納付等を実施する。

(イ) 各省庁の部局および特殊法人の新設は行わない。

(ウ) 国家公務員の定員については、第5次定員削減計画に基づき定員削減を着実に実施するとともに、真に必要とされる新規行政需要についても、極力振替によって対処し、増員を厳に抑制することにより、国家公務員数の縮減を図る。

エ. 税制改正

財政体質の改善に資するため、現行税制の基本的枠組みの中で、相当規模の選択的増収措置を講ずることとし、法人税、酒税、物品税、印紙税および有価証券取引税について税率の引上げ等を行うとともに、租税特別措置の整備合理化等を推進するほか、エネルギー対策の促進に資するため所要の税制上の措置を講ずる。

オ. 財源の重点的かつ効率的配分

経費の徹底した節減合理化を図るため、各種施策について優先順位の厳しい選択を行うとともに、

社会経済情勢の推移に即応した財政需要に対して、財源の重点的、効率的配分を図り、歳出内容の質的充実に努める。

このため、

(ア) 緊要な施策の実施に必要な財源は、極力既定経費の縮減により捻出することとする。

なお、後年度において財政負担の増加をもたらすような措置は原則として採らないこととする。

(イ) 一般行政経費については、厳にこれを抑制し、特に各省庁の経常事務費については、引き続き前年度と同額の範囲内にとどめる。

(ウ) 補助金等については、昭和54年末に決定された整理合理化計画に基づく整理、目標の達成に努めるとともに、減額、統合、終期の設定等を推進する。

(エ) 地方公共団体の負担またはその職員数の増加を伴う施策は、厳にこれを抑制する。

(オ) 公共料金、社会保険料等の適正化を図り、公正な費用負担の確保に努める。

カ. 予算および財政投融资計画の弾力的運用

予算および財政投融资計画の執行に当たっては、経済情勢の推移に即応して機動的に対処し得るよう、その弾力的運用を図る。

キ. 地方財政

地方財政については、昭和55年度に引き続き予想される財源不足に対し所要の財源措置を講ずることとする。

地方公共団体に対しては、現在の財政状況に鑑み、国と同一の基調により歳出を極力抑制するとともに、一般行政経費の節減合理化、定員および給与についての適切な管理等を行うことにより、財源の重点的かつ効率的な配分を行い、節度ある財政運営を図るよう要請する。

(6) 財政の中期展望（昭和55年度～昭和59年度）

説明がやや前後するが、56年度予算が閣議決定を経て国会へ提出された直後の56年1月30日、閣議報告を経て予算委員会に「財政の中期展望（昭和55年度～昭和59年度）」が提出された。

この中期展望は、国の一般会計について、56年度予算における制度、施策を前提とし、その運営方針に変更がない等一定の仮定の下に、これを将

来に投影する後年度負担額推計を基本として、中期展望の下に適切な財政運営を進めていく上での手掛かりを提示しようとするものである。

この中期展望は、財政収支総括表と部門別内訳表で構成されている

ア. 財政収支総括表

財政収支総括表（表3参照）は、一般会計の歳出と歳入およびその差額である要調整額を示したものである

この財政収支総括表によれば歳出総計は、57年度以降、12.3%、10.9%、10.5%で伸びることとなる。

他方、歳入の方は税金については名目国民総生産の動向等を勘案して各年約14%で伸びるものと推計されており、公債金収入については、4条公債横遣い、特例公債は59年度脱却をめざし等額減額としている。これに、税外、その他収入を加えた歳入総計は、57年度以降6.4%、7.1%、8.0%で伸びるものと見込まれる。

この結果、57年度以降歳出と歳入との間にギャップが生じることとなり、その差額が要調整額として示されている。

イ. 部門別内訳表

部門別内訳表（表4参照）は、財政収支総括表

を部門に区分したものである。

まず、経常部門歳出の57年度以降の各年度の欄には、諸経費ごとに算出した後年度負担推計額を計上するとともに、将来の新規施策の財源等に充てるための予備枠を計上している。

経常部門歳入のうち税金は、前述のとおり各年14%程度増加するものとして算出した額のうち、投資部門税金（揮発油税等）を控除した額を計上している。また、特例公債金収入については、59年度に特例公債から脱却することを前提として、57年度以降各年度均等減額した額を計上している。

このようにして算出された歳出と歳入の差額が要調整額として計上されている。

次に投資部門については、公共投資について、「新経済社会七ヵ年計画」フォロー・アップ昭和55年度報告における60年度までの累積公共投資額190兆円（53年度価格）を実現するに要する一般会計の公共投資額を計上し、諸経費ごとに算出した後年度負担推計額との差額を公共投資調整枠に計上している。

投資部門歳入のうち税金は、石油の輸入量の動向等を勘案して算出した額を計上し、また4条公債については、各年度の具体的発行額は、時々の経済状況、公社債市場の動向等によって決められ

表3 財政収支総括表

（単位：億円、%）

		55年度	56年度	57年度	58年度	59年度
歳出	1. 国債費	(30.2) 53,104	(25.3) 66,542	(17.4) 78,100	(12.4) 87,800	(8.8) 95,500
	2. 地方交付税	(23.8) 65,452	(23.5) 80,835	(15.4) 93,300	(15.2) 107,500	(15.3) 123,900
	3. 一般歳出	(5.1) 307,332	(4.3) 320,504	(10.4) 353,900	(9.4) 387,300	(9.6) 424,500
	経常部門	(8.7) 221,498	(5.9) 234,604	(10.6) 259,400	(9.3) 283,400	(9.5) 310,300
	投資部門	(43.1) 85,834	(0.1) 85,900	(10.0) 94,500	(9.9) 103,900	(9.9) 114,200
計(1)		(10.3) 425,888	(9.9) 467,881	(12.3) 525,300	(10.9) 582,600	(10.5) 643,900
歳入	1. 税金	(22.9) 264,110	(22.2) 322,840	(14.6) 369,900	(14.0) 421,800	(14.0) 481,000
	2. 税外・その他収入	(3.5) 19,078	(17.1) 22,341	(4.3) 23,300	(7.7) 25,100	(7.6) 27,000
	3. 公債金収入	142,700	122,700	104,400	86,100	67,900
	特例公債	74,850	54,850	36,500	18,200	0
	四条公債	67,850	67,850	67,900	67,900	67,900
計(2)		(10.3) 425,888	(9.9) 467,881	(6.4) 497,600	(7.1) 533,000	(8.0) 575,900
要調整額(1)-(2)		—	—	27,700	49,600	68,000
経常部門		—	—	19,800	33,300	42,300
投資部門		—	—	7,900	16,300	25,700

表 4 部 門 別 内 訳 表

(単位: 億円, %)

			55 年 度	56 年 度	57 年 度	58 年 度	59 年 度
経 常 部 門	歳 出	社会保障移転支出	(8.1) 98,054	(8.1) 106,006	(8.0) 114,500	(6.4) 121,800	(6.4) 129,600
		そ の 他	(13.8) 188,896	(10.9) 209,433	(10.1) 230,500	(9.4) 252,100	(9.6) 276,300
	歳 入	地方交付税	(23.8) 65,452	(23.5) 80,835	(15.4) 93,300	(15.2) 107,500	(15.3) 123,900
		そ の 他	(9.2) 123,444	(4.2) 128,598	(6.7) 137,200	(5.4) 144,600	(5.4) 152,400
	出 計	予 備 枠	—	—	7,700	17,000	28,300
		小 計	(11.8) 286,950	(9.9) 315,439	(11.8) 352,700	(10.8) 390,900	(11.1) 434,200
		国 債 費	(30.6) 52,669	(25.7) 66,213	(17.5) 77,800	(12.5) 87,500	(8.8) 95,200
	入 計	計	(14.4) 339,619	(12.4) 381,652	(12.8) 430,500	(11.1) 478,400	(10.7) 529,400
		税 収	(24.2) 246,564	(23.8) 305,282	(15.2) 351,600	(14.5) 402,600	(14.5) 460,900
		税 外・そ の 他	(1.9) 18,523	(18.6) 21,973	(4.7) 23,000	(7.4) 24,700	(7.7) 26,600
投 資 部 門	歳 出	特 例 公 債	74,850	54,850	36,500	18,200	0
		投資部門充当	△ 318	△ 453	△ 400	△ 400	△ 400
	入 計	計	(14.4) 339,619	(12.4) 381,652	(7.6) 410,700	(8.4) 445,100	(9.4) 487,100
		要調整額(歳出-歳入)	—	—	19,800	33,300	42,300
	歳 出	公 共 投 資	(△0.2) 76,987	(△0.5) 76,580	(9.6) 83,900	(9.6) 92,000	(9.6) 100,800
		個 別 推 計 額	(△0.2) 76,987	(△0.5) 76,580	(6.7) 81,700	(6.2) 86,800	(5.8) 91,800
		公共投資調整枠	—	—	2,200	5,200	9,000
	入 計	そ の 他	(△21.6) 9,282	(4.0) 9,649	(13.0) 10,900	(11.9) 12,200	(12.3) 13,700
		計	(△3.1) 86,269	(△0.0) 86,229	(9.9) 94,800	(9.9) 104,200	(9.9) 114,500
	入 計	税 収	(7.8) 17,546	(0.1) 17,558	(4.2) 18,300	(4.9) 19,200	(4.7) 20,100
		税 外・そ の 他	(45.0) 873	(△6.0) 821	(△14.7) 700	(14.3) 800	(0.0) 800
		四 条 公 債	67,850	67,850	67,900	67,900	67,900
要 調 整 部 門	入 計	計	(△3.1) 86,269	(△0.0) 86,229	(0.8) 86,900	(1.2) 87,900	(1.0) 88,800
		要調整額(歳出-歳入)	—	—	7,900	16,300	25,700
	出 計	計	(10.3) 425,888	(9.9) 467,881	(12.3) 525,300	(10.9) 582,600	(10.5) 643,900
		入 計	(10.3) 425,888	(9.9) 467,881	(6.4) 497,600	(7.1) 533,000	(8.0) 575,900
	要 調 整	計	—	—	27,700	49,600	68,000
	入 計						
	出 計						

【算出要領】

1. 経常部門

(1) 歳 出

55年度欄には当初予算額, 56年度欄には予算額, 57年度から59年度までの各年度欄には経常部門の歳出の諸経費ごとに算出した後年度負担推計額を計上するとともに, 将来の新規施策の財源等に充てるための予備枠を計上した。予備枠は57年度から59年度までの各年度の歳出規模に対し, それぞれ, 57年度 1.5%, 58年度 3.0%, 59年度 4.5% に相当する額とし, うち経常部門の予備枠には経常部門の歳出に見合う額を計上した。

(2) 歳 入

① 税 収

名目国民総生産の動向及びこれに対する税収の弾性値等を勘案して算出した税収総額のうち, 投資部門の税収を控除した額を計上した。

② 税 外・その他収入

名目国民総生産及び消費者物価の動向等を勘案して算出した税外・その他収入総額のうち, 投資部門の税外・その他収入を控除した額を計上した。

③ 特例公債

59年度に特例公債から脱却することを前提として, 機械的に57年度から59年度まで毎年度均等に減額した額を計上した。

(3) 要調整額

各年度ごとに算出した歳出と歳入の差額を計上した。要調整額は, 歳出の削減又は特例公債金収入を除く歳入の増収措置によって調整されるべきものである。

2. 投資部門

(1) 歳 出

「公共投資」について、「新経済社会7ヵ年計画」フォローアップ昭和55年度報告における60年度までの累積公共投資額190兆円（53年度価格）を実現するのに要する一般会計の公共投資額を計上し、諸経費ごとに算出した後年度負担推計額との差額を公共投資調整枠に計上した。

「その他」について、諸経費ごとに算出した後年度負担推計額を計上するとともに、予備枠として投資部門の「その他」歳出に見合う額を計上した。

(2) 歳入

① 税収

投資部門税収（揮発油税、石油ガス税、航空機燃料税、石油税）について、石油の輸入量の動向等を勘案して算出した額を計上した。

② 税外・その他収入

各種負担金等について、公共投資額等を勘案して算出した額を計上した。

③ 四条公債

57年度から59年度まで56年度発行額と同額を計上した。

(3) 要調整額

各年度ごとに差額を計上した歳出と歳入の差額を計上した。

要調整額は、投資部門歳入の増収措置又は公共投資の年次別実施額の調整若しくは出資金、貸付金等の歳出の削減によって調整されるべきものである。

(注) 1. 推計に当て用いた諸指標については、「新経済社会7ヵ年計画」フォローアップ昭和55年度報告における主要経済指標を参考とした。なお、公務員の給与改定については、56年度予算における国家公務員の給与改善に伴う財源措置分（1%相当）と同率とした。

2. 計数は原則として100億円未満の端数につきそれぞれ四捨五入して計上した。

3. ()内は、対前年度伸び率を示す。

表5 主要経費別内訳
（「財政の中期展望（昭和55年度～昭和59年度）」に係る参考資料）（単位：億円、%）

	55年度	56年度	57年度	58年度	59年度
社会保障関係費	(7.7) 82,124	(7.6) 88,369	(8.8) 96,160	(7.6) 103,440	(7.6) 111,310
文教及び科学振興費	(5.2) 45,250	(4.8) 47,420	(5.5) 50,040	(4.1) 52,100	(3.8) 54,100
国債費	(30.2) 53,104	(25.3) 66,542	(17.4) 78,150	(12.4) 87,810	(8.8) 95,550
恩給関係費	(9.3) 16,399	(9.9) 18,030	(2.6) 18,500	(△0.2) 18,460	(△1.0) 18,280
地方財政関係費	(23.3) 73,877	(18.7) 87,666	(14.0) 99,940	(14.1) 114,030	(15.2) 131,360
地方交付税	(23.8) 65,452	(23.5) 80,835	(15.4) 93,310	(15.2) 107,520	(15.2) 123,870
防衛関係費	(6.5) 22,302	(7.6) 24,000	(6.2) 25,490	(7.9) 27,500	(3.2) 28,390
公共事業関係費	(1.7) 66,554	(0.0) 66,554	(9.5) 72,890	(7.4) 78,250	(7.4) 84,060
一般公共事業関係費	(0.0) 63,551	(0.2) 63,706	(9.9) 70,040	(7.7) 75,400	(7.7) 81,210
経済協力費	(17.6) 3,826	(11.2) 4,254	(11.2) 4,730	(11.4) 5,270	(11.2) 5,860
中小企業対策費	(5.1) 2,435	(2.6) 2,497	(4.5) 2,610	(6.1) 2,770	(5.8) 2,930
エネルギー対策費	(31.9) 4,241	(17.3) 4,975	(18.0) 5,870	(17.5) 6,900	(18.3) 8,160
食糧管理費	(6.7) 9,555	(4.1) 9,948	(7.8) 10,720	(3.4) 11,080	(4.6) 11,590
その他の事項経費	(3.3) 42,721	(3.3) 44,126	(5.5) 46,540	(4.9) 48,810	(4.2) 50,840
予備費	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
公共投資調整枠	—	—	2,250	5,190	9,000
予備枠	—	—	7,880	17,480	28,980
計	(10.3) 425,888	(9.9) 467,881	(12.3) 525,300	(10.9) 582,600	(10.5) 643,900

(注) 計数は、10億円未満の端数につき（計については100億円未満の端数につき）、それぞれ四捨五入して計上した。

るべきものであることを考慮し、とりあえず対象期間中56年度発行額と同額を計上している。

この結果生じた投資部門における歳出と歳入のギャップについても要調整額として計上している。

なお、56年3月、この中期展望の参考資料として主要経費別内訳（表5参照）が予算委員会に提出されている。

II 56年度予算の概要

55年12月22日の臨時閣議で一般会計予算等の56年度予算大蔵省原案が決定され、以後8日間にわたる復活折衝等を経て、12月29日の臨時閣議で56年度予算が決定した。

その概要は次のとおりである。

(1) 予算規模

56年度一般会計予算の規模は、46兆7881億円であって、55年度予算額（当初、以下同じ）に対し、4兆1993億円（9.9%）の増加となっている。

このうち一般歳出（国債費および地方交付税交付金以外の歳出）の規模は、32兆504億円であって、55年度予算額に対し、1兆3172億円（4.3%）の増となっている。

この一般会計の伸び率9.9%は表6からも明らかとなっており、34年度以来の低いものであり、また、一般歳出の伸率4.3%も31年度の2.4%に次ぐ低いものとなっている。

また、社会保障関係費、厚生省予算は、いずれも一般歳出の伸び率4.3%をかなり上廻っているものの、過去の比較では二十数年振りの低いものとなっている。

表6 過去の一般会計等の伸び率（当初ベース）

	一般会 計歳出 総額	国債費	地 方 交付税	一 般 歳 出	社会保 障関係 費	厚生省 予 算
	%	%	%	%	%	%
昭和30年度	△0.8	3.3	10.5	△2.7	—	12.3
31	4.4	△11.3	21.1	2.4	5.1	6.7
32	9.9	△6.0	14.7	9.7	6.4	12.3
33	15.3	85.6	20.0	11.6	8.7	5.7
34	8.2	△17.6	11.0	9.2	17.2	21.2
35	10.6	△50.5	14.0	12.9	21.4	26.2
36	24.4	48.9	24.5	23.8	36.6	38.1
37	24.3	67.9	26.9	22.5	20.3	19.6
38	17.4	69.5	20.5	14.9	22.4	21.6
39	14.2	△60.8	15.1	18.0	19.2	20.3
40	12.4	△51.6	15.3	12.8	19.9	20.7
41	17.9	122.3	4.8	20.4	20.3	20.3
42	14.8	135.8	19.6	12.0	15.7	16.5
43	17.5	74.6	21.6	14.9	13.1	14.5
44	15.8	38.5	22.1	13.3	16.1	17.6
45	17.9	4.3	24.7	16.9	20.5	22.1
46	18.4	9.8	23.5	17.4	17.8	17.7
47	21.8	42.6	6.9	25.2	22.1	23.0
48	24.6	54.7	26.7	22.5	28.8	31.0
49	19.7	22.4	21.6	19.0	36.7	37.0
50	24.5	20.6	30.3	23.2	35.8	36.2
51	14.1	60.2	△13.6	18.8	22.4	21.3
52	17.4	41.1	21.3	14.5	18.4	18.7
53	20.3	37.2	16.8	19.2	19.1	19.2
54	12.6	26.6	△2.0	13.9	12.5	12.6
55	10.3	30.2	23.8	5.1	7.7	7.9
56	9.9	25.3	23.5	4.3	7.6	7.5

(2) 歳入予算

(ア) 租税及印紙収入は、現行法による場合、55年度予算額に対し、4兆4900億円増の30兆9010億円になると見込まれるが、法人税、酒税、物品税、印紙税および有価証券取引税の税率の引上げ並びに租税特別措置の整理合理化等の税制改正等を行うこととしている結果、55年度予算に対し、5兆8730億円増の32兆2840億円になると見込まれる。

(イ) 56年度における公債発行額は、12兆2700億円であるが、これは55年度当初発行予定額を2兆円下廻るものである。

この2兆円の減はすべて特例公債金の減額によっている。すなわち、公債発行額のうち6兆8750億円については、財政法第4条第1項ただし書の規定により発行する公債（4条公債）によることとし、5兆4850億円については、「財政運営に必要な財源の確保を図るための特例措置に関する法律」に基づき発行する公債によることとしている。

この結果、56年度の公債依存度は26.2%（55年度予算の公債依存度33.5%）、特例公債の発行額の経常的経費の総額に対する割合（特例公債依存度）は14.4%（55年度予算の特例公債依存度22.0%）となっている。（表7参照）

表7 昭和56年度歳入予算

（単位：億円）

1. 租税及印紙収入	
(1) 現行法を56年度に適用する場合の租税及印紙収入	309,010
(2) 税制改正による増△減収額	13,830
イ 所得税の配偶者控除の要件緩和等	△ 160
ロ 法人税の税率の引上げ等	6,240
ハ 酒税の税率の引上げ	2,830
ニ 物品税の課税対象の拡大、税率の引上げ等	770
ホ 印紙税の税率の引上げ	3,690
ヘ 有価証券取引税の税率の引上げ	590
ト 内 国 税 計	13,960
チ 関税率の改定等	△ 130
(3) 56年度予算額(1)+(2)	322,840
2. その他収入	22,273
3. 公 債 金	122,700
4. 前年度剰余金受入	68
合 計	467,881

表 8 主要経費別対前年度比較表

(単位: 百万円)

事 項	56 年度予算額	55 年度予算額	比較増△減(%)
社 会 保 障 関 係 費			
1. 生 活 保 護 費	991,886	955,926	3.8
2. 社 会 福 祉 費	1,495,882	1,369,775	9.2
3. 社 会 保 険 費	5,555,474	5,109,521	8.7
4. 保 健 衛 生 対 策 費	411,521	398,134	3.4
5. 失 業 対 策 費	382,151	379,084	0.8
計	8,836,914	8,212,441	7.6
文 教 及 び 科 学 振 興 費			
1. 義務教育費国庫負担金	2,094,613	1,972,139	6.2
2. 国立学校特別会計へ繰入	1,007,710	958,699	5.1
3. 科 学 技 術 振 興 費	374,764	352,077	6.4
4. 文 教 施 設 費	582,515	622,604	△ 6.4
5. 教育振興助成費	591,811	538,971	9.8
6. 育 英 事 業 費	90,584	80,466	12.6
計	4,741,998	4,524,955	4.8
国 債 費	6,654,240	5,310,404	25.3
恩 給 関 係 費			
1. 文 官 等 恩 給 費	136,077	130,699	4.1
2. 旧 軍 人 遺 族 等 恩 給 費	1,508,521	1,352,918	11.5
3. 恩 給 支 給 事 務 費	9,982	9,344	6.8
4. 遺族及び留守家族等援護費	148,392	146,927	1.0
計	1,802,972	1,639,888	9.9
地 方 財 政 関 係 費			
1. 地方交付税交付金	8,083,520	6,545,200	23.5
2. 臨時地方特例交付金	130,600	379,500	△ 65.6
3. 借入金等利子財源繰入	552,475	462,998	19.3
計	8,766,595	7,387,698	18.7
防 衛 関 係 費	2,400,019	2,230,202	7.6
公 共 事 業 関 係 費			
1. 治山治水対策事業費	1,106,660	1,104,298	0.2
2. 道路整備事業費	1,901,300	1,910,806	△ 0.5
3. 港湾漁港空港整備事業費	523,436	528,344	△ 0.9
4. 住 宅 対 策 費	761,323	754,323	0.9
5. 下水道環境衛生等施設整備費	985,766	966,487	2.0
6. 農業基盤整備費	899,667	897,473	0.2
7. 林道工業用水等事業費	180,657	180,272	0.2
8. 調 整 費 等	11,769	13,077	△ 10.0
小 計	6,370,578	6,355,080	0.2
9. 災害復旧等事業費	284,870	300,368	△ 5.2
計	6,655,448	6,655,448	0.0
経 済 協 力 費	425,360	382,560	11.6
中 小 企 業 対 策 費	249,694	243,475	2.2
エ ネ ル ギ ー 対 策 費	497,490	424,120	17.3
食 糧 管 理 費	994,844	955,558	4.1
そ の 他 の 事 項 経 費	4,412,557	4,272,094	3.3
予 備 費	350,000	350,000	0.0
合 計	46,788,131	42,588,843	9.9

(3) 主要経費別にみた重要事項

56年度予算を主要経費別にみたものが表8であるが、その主なものは次のとおりである。

(ア) 社会保障の充実

社会保障関係費については、今後の高齢化の進展等に備え、給付の重点化、負担の公平化等により社会保障施策を重点的に推進していくこととし、55年度予算額に対し、6245億円(7.6%)増の8兆8369億円を計上している。

(イ) 地方財政対策

地方財政対策としては、地方交付税交付金について、国税三収入の32%に相当する額8兆835億円を計上するほか、56年度の特例措置として臨時地方特例交付金1306億円の計上等を行い、55年度予算額に対し1兆3789億円(18.7%)増の8兆7666億円を計上している。

(ウ) 社会資本の整備

公共事業関係費については、厳しい財政事情に鑑み、56年度においても、55年度に引き続き、その規模を極力圧縮することとし、国民生活充実の基盤となる社会資本の整備に配意しつつ、その総額を55年度と同額の6兆6554億円にとどめることとしている。

なお、海岸、港湾、空港、住宅、下水道、廃棄物処理施設、公園および交通安全施設整備の8事業については、現行の長期計画の期限切れに伴い、新経済社会7ヵ年計画のフォローアップとの整合性をとりつつ、56年度を初年度とする長期計画を策定することとしている。

III 社会保障関係費の概要

56年度の社会保障関係費は、さきに述べたとおり8兆8369億円であるが、各々の内訳は次のとおりである。

(1) 生活保護費

この経費は、生活保護法に基づき、地方公共団体が支弁する各種の保護費(生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助および葬祭扶助の各経費)および保護施設の事務費に対する国の補助並びに生活保護法実施のための指導

監査職員の設置に要する国の委託等に必要な経費である。

経費の内訳は、表9のとおりである。

(2) 社会福祉費

この経費は、老人福祉法に基づく老人福祉費、身体障害者福祉法に基づく身体障害者保護費、児童福祉法、母子保健法等に基づく児童保護費、婦人保護費、社会福祉施設整備費、母子福祉費、児

表9 生活保護費

	56年度(百万円)	55年度(百万円)
保 護 費	971,369	939,115
生 活 扶 助	341,897	326,223
住 宅 扶 助	52,238	51,880
教 育 扶 助	12,281	11,655
医 療 扶 助	562,755	547,350
そ の 他	2,197	2,007
保護施設事務費	13,851	13,249
指導監査職員設置費	1,743	1,613
そ の 他	4,922	1,950
計	991,886	955,927

表10 社会福祉費

	56年度 (百万円)	55年度 (百万円)
老 人 福 祉 費	532,102	476,119
老 人 医 療 費	328,064	290,541
老 人 福 祉 費	4,623	4,412
老 人 保 護 費	199,415	181,167
身 体 障 害 者 保 護 費	46,258	38,844
児 童 保 護 費	499,371	482,936
児 童 保 護 費	480,362	465,328
措 置 費	479,100	464,177
法 施 行 事 務 費 等	1,262	1,150
児 童 福 祉 事 業 費	8,554	8,203
児 童 相 談 所 費 等	1,255	1,208
保 母 養 成 所 費 等	731	750
特 別 保 育 事 業 費	4,360	4,128
そ の 他	2,208	2,117
母子保健衛生対策費	4,821	4,736
身体障害児等対策費	3,609	2,732
児童健全育成対策費	2,025	1,937
児童扶養手当給付諸費	176,471	149,021
特別児童扶養手当等給付諸費	71,985	63,580
婦 人 保 護 費	2,258	2,181
社 会 福 祉 諸 費	27,389	24,822
社会福祉施設整備費	129,572	122,196
母 子 福 祉 費	3,950	3,950
国立更生援護所費	6,526	6,126
計	1,495,882	1,369,775

童扶養手当、特別児童扶養手当等の支給に必要な経費および国立更生援護機関の運営に要する経費等である。

経費の内訳は表10のとおりである。

(3) 社会保険費

この経費は、社会保険国庫負担金、健康保険組合補助、厚生年金基金等助成費、国民健康保険助成費、国民年金国庫負担金、農業者年金等実施費および児童手当国庫負担金である。

経費の内訳は、表11のとおりである。

表 11 社会保険費

	56年度 (百万円)	55年度 (百万円)
社会保険国庫負担金	1,327,300	1,157,084
厚生保険特別会計へ繰入	1,293,264	1,128,794
健康保険国庫補助	527,862	468,634
日雇健康勘定財源	37,030	35,109
厚生年金保険給付費財源	664,565	565,936
業務取扱費財源	63,807	59,114
船員保険特別会計へ繰入	34,036	28,291
疾病部門国庫補助	2,000	1,500
失業部門給付費財源	3,266	3,148
年金部門給付費財源	27,600	22,581
業務取扱費財源	1,171	1,062
健康保険組合補助	5,444	5,188
事務費補助金	3,944	3,688
給付費臨時補助金	1,500	1,500
厚生年金基金等助成費	5,911	4,678
厚生年金基金等給付費補助金	5,676	4,451
厚生年金基金連合会事務費補助金	225	217
石炭鉱業年金基金事務費補助金	10	10
国民健康保険助成費	2,307,524	2,123,107
指導監査委託費	515	392
療養給付費補助金	1,843,381	1,694,426
助産費補助金	11,165	10,775
事務費補助金	67,456	63,286
国民健康保険団体連合会等補助金	1,839	1,659
国民健康保険組合臨時調整補助金	8,800	7,900
財政調整交付金	219,868	202,170
臨時財政調整交付金	154,500	142,500
国民年金国庫負担金	1,769,196	1,689,610
農業者年金等実施費	63,073	50,083
農業者年金助成補助金	21,065	16,648
経営移譲年金給付費補助金	35,929	27,451
その他の	6,079	5,983
児童手当国庫負担金	77,025	79,771
計	5,555,474	5,109,521

(4) 保健衛生対策費

この経費は、結核予防法に基づく予防費および

医療費に対する補助並びに精神衛生法に基づく医療費に対する補助、原爆障害対策費、保健衛生諸費、保健衛生施設整備費、国立病院特別会計に対する経営費および施設費の財源繰入れに必要な経費、国立らい療養所費、検疫所費、沖縄保健衛生等対策諸費並びに奄美群島医療施設整備費である。

経費の内訳は、表12のとおりである。

表 12 保健衛生対策費

	56年度 (百万円)	55年度 (百万円)
(厚生省所管)		
結核医療費	41,677	50,683
精神衛生費	77,956	83,499
原爆障害対策費	93,881	82,317
保健衛生諸費	71,913	66,303
保健所費	28,654	27,813
疾病予防費	4,257	4,222
らい予防対策費	786	797
防疫業務委託費等	1,396	1,347
成人病予防対策費	1,857	1,739
健康づくり推進費	6,843	6,544
環境衛生金融公庫補給金	8,402	5,869
医療施設等設備整備費	2,933	2,933
医療施設運営費等	11,559	10,183
医療金融公庫補給金	4,371	4,166
血液対策推進費	759	592
その他	96	97
保健衛生施設整備費	10,036	10,036
保健衛生施設等施設整備費	5,600	5,600
医療施設等施設整備費	4,436	4,436
国立病院特別会計病院勘定へ繰入	36,307	30,300
経営費	32,750	26,821
施設費	3,557	3,479
国立病院特別会計療養所勘定へ繰入	48,494	46,597
経営費	46,524	44,549
施設費	1,970	2,048
国立らい療養所費	25,348	23,411
検疫所費	4,165	3,822
計	409,775	396,968
(総理府所管・沖縄開発庁)		
沖縄保健衛生等対策諸費	1,209	1,012
無医地区医師派遣費	71	69
保健衛生施設等施設整備費	1,138	943
(総理府所管・国土庁)		
奄美群島医療施設整備費	537	155
合 計	411,521	398,134

(5) 失業対策費

この経費は、失業対策事業費補助、特定地域開発就労事業費補助、職業転換対策事業費、雇用保

険国庫負担金および船員雇用促進対策事業費である。

経費の内訳は、表13のとおりである。

表 13 失業対策費

	56 年 度 (百万円)	55 年 度 (百万円)
失業対策事業費補助	66,888	69,883
特定地域開発就労事業費補助	7,485	6,933
職業転換対策事業費	31,378	32,414
雇用保険国庫負担金	275,543	267,876
船員雇用促進対策事業費	858	1,978
計	382,152	379,084

なお、表14は、最近の社会保障関係費の推移を示したものである。

IV 厚生省予算の概要

56年度厚生省予算は、8兆7642億円であり、55年度予算額に対し6148億円(7.5%)増となっている。

前にも述べたとおり、この伸び率7.5%は31年度の6.7%に次ぐ低いものであるが、一般歳出の伸

び率4.3%をかなり上廻っており、(表6参照)また増加額の6148億円は、一般歳出の増加額1兆3172億円(55年度30兆7332億円、56年度32兆504億円、表15参照)の47%に当たっている等、厳しい財政状況下ではあったが、必要な予算額は確保することができたものと考えられる。

また、厚生省予算における医療費関係および所得保障関係の予算額を示したものが表16であるが、ここ3ヵ年間は、その割合はほぼ一定している。

更に、表17は、厚生省予算のうちで予算額の大きいものを示したものであるが、国民健康保険助成費、国民年金国庫負担金、社会保険国庫負担金がいずれも1兆円を超えており、この3項目だけで厚生省予算の62%を占めている。

なお、社会保障関係費と厚生省予算との関連について付言すると、周知のように殆んどのものは両者に共通であるが、大きくみて次の2点について扱いを異にしている。

ア. 社会保障関係費に計上されている失業対策費は労働省予算に計上されている。

イ. 厚生省予算に計上されている環境衛生施設整備費、遺族及び留守家族等援護費は主要経費

表 14 社会保障関係費の推移

区 分	昭 和 51 年 度			昭 和 52 年 度			昭 和 53 年 度		
	予 算 額	構成比	対前 年比	予 算 額	構成費	対前 年比	予 算 額	構成比	対前 年比
総 予 算 額	24,296,011	%	%	28,514,270	%	%	34,295,011	%	%
社会 保 障 関 係 費	4,807,640	19.8	22.4	5,691,997	20.0	18.4	6,781,070	19.8	19.1
1. 生 活 保 護 費	633,169	2.6	18.4	722,698	2.5	14.1	838,271	2.4	16.0
2. 社会 福 祉 費	787,785	3.2	27.5	957,943	3.4	21.6	1,097,033	3.2	14.5
3. 社会 保 険 費	2,836,859	11.7	21.9	3,406,237	12.0	20.1	4,157,375	12.1	22.1
4. 保 健 衛 生 対 策 費	296,161	1.2	8.2	324,310	1.1	9.5	360,368	1.1	11.1
5. 失 業 対 策 費	253,666	1.1	45.7	280,809	1.0	10.7	328,023	1.0	16.8

区 分	昭 和 54 年 度			昭 和 55 年 度			昭 和 56 年 度		
	予 算 額	構成費	対前 年比	予 算 額	構成費	対前 年比	予 算 額	構成比	対前 年比
総 予 算 額	38,600,143	%	%	42,588,843	%	%	46,788,131	%	%
社会 保 障 関 係 費	7,626,569	19.8	12.5	8,212,441	19.3	7.7	8,836,915	18.9	7.6
1. 生 活 保 護 費	922,257	2.4	10.0	955,927	2.2	3.7	991,886	2.1	3.8
2. 社会 福 祉 費	1,231,843	3.2	12.3	1,369,775	3.2	11.2	1,495,882	3.2	9.2
3. 社会 保 険 費	4,708,724	12.2	13.3	5,109,521	12.0	8.5	5,555,474	11.9	8.7
4. 保 健 衛 生 対 策 費	386,555	1.0	7.3	398,134	0.9	3.0	411,521	0.9	3.4
5. 失 業 対 策 費	377,190	1.0	15.0	379,084	0.9	0.5	382,152	0.8	0.8

表 15 厚生省予算等の推移

(単位: 億円)

事 項	51 年 度	52 年 度	53 年 度	54 年 度	55 年 度	56 年 度
一 般 会 計	242,960 (14.1)	285,143 (17.4)	342,950 (20.3)	386,001 (12.6)	425,888 (10.3)	467,881 (9.9)
(1) 国 債 費	16,647 (60.2)	23,487 (41.1)	32,227 (37.2)	40,784 (26.6)	53,104 (30.2)	66,542 (25.3)
(2) 地方交付税交付金	38,097 (△13.6)	46,221 (21.3)	53,968 (16.8)	52,882 (△ 2.0)	65,452 (23.8)	80,835 (23.5)
(3) 一 般 歳 出	188,216 (18.8)	215,435 (14.5)	256,755 (19.2)	292,335 (13.9)	307,332 (5.1)	320,504 (4.3)
厚 生 省 予 算	47,392 (21.3)	56,258 (18.7)	67,077 (19.2)	75,541 (12.6)	81,495 (7.9)	87,642 (7.5)

(注) 1. ()内は対前年度伸び率(%)である。
2. 当初予算額である。

表 16 医療費および所得保障予算額

(単位: 億円)

区 分	56 年 度 予 算 額	55 年 度 予 算 額	54 年 度 予 算 額
一般会計総予算額	467,881	425,888	386,001
厚生省予算額(A)	87,642	81,495	75,541
医 療 費(B)	38,455	35,627	33,342
所 得 保 障(C)	32,736	30,450	27,896
そ の 他	16,451	15,418	14,303
医療費の構成割合(B)/(A)	% 43.9	% 43.7	% 44.1
所得保障の構成割合(C)/(A)	37.4	37.4	36.9

表 17 昭和56年度予算額ベスト10

(単位: 億円)

厚生省予算額	87,642
1. 国民健康保険助成費	23,075
2. 国民年金国庫負担金	17,692
拠出制国民年金	6,306
福祉年金給付費	10,414
3. 社会保険国庫負担金	13,273
厚生年金保険給付費	6,646
健康保険国庫補助金	5,279
日雇健康保険給付費	370
4. 生活保護費	9,919
5. 老人福祉費	5,321
老人医療費	3,281
6. 児童保護費	4,994
7. 児童扶養手当給付諸費	1,765
8. 環境衛生施設整備費	1,571
9. 遺族及留守家族等援護費	1,471
10. 社会福祉施設整備費	1,296
計	80,377

ではそれぞれ公共事業関係費、恩給関係費に計上されている。

次に、厚生省予算の概要は、次のとおりである。

(1) 国際障害者年特別対策

国際連合は51年の総会決議により、障害をもつ人々の社会への「完全参加と平等」という目標の実現を促進するため、56年(1981年)を「国際障害者年」とすることを宣言した。

そして、この総会決議に基づき設立された「国際障害者年諮問委員会」の勧告に一部修正を加え、「国際障害者年行動計画」とする決議が54年に採択された。

わが国では、これらの決議を受け、55年3月25日、「国際障害者年の推進体制について」の閣議決定が行われ、総理府に設置されている中央心身障害者対策協議会において国際障害者年に関する施策の基本的事項について調査審議することとされ、また関係行政機関相互の事務の緊密な連絡を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、総理府に国際障害者年推進本部が設置された。

55年8月12日には、中央心身障害者対策協議会は「国際障害者年事業の在り方について」を意見具申し、これを受けて政府として事業推進のため、一層の努力がなされることとなった。

このような経緯のもと、障害者対策に最も関係の深い厚生省では、56年度予算において、障害者対策を重点的に講じることとし、まず国際障害者年の趣旨を広く国民に周知し、定着させるため、各種の記念事業を行うこととした。(表18参照)

また、国際障害者年を機に、従来の障害者対策をより一層充実・強化するために次のような施策を講じることとした。

ア. 身体障害者対策 (93,528百万円)

表 18 国際障害者年記念事業

ア. 身体障害者関係	(百万円)
1. 「国際リハビリテーション交流セミナー」の開催 補助先 財団法人 日本障害者リハビリテーション協会	12
2. 「国際障害者年記念全国身体障害者スポーツ大会」の開催 補助先 滋賀県	44
3. 「全国身体障害者総合福祉センター」(仮称)の建設 全体事業 約 24 億円 設置場所 東京都新宿区戸山町(旧国立身体障害センター跡地)	847
4. 障害者福祉功労者大臣表彰費	4
イ. 心身障害児(者)関係 「心身障害児(者)療育国際シンポジウム」の開催 補助先 社団法人 日本精神薄弱者福祉連盟	10
ウ. 精神障害者関係 「精神衛生国際セミナー」の開催 補助先 社団法人 日本精神衛生連盟	10
エ. 戦傷病者関係 戦傷病者相談員特別研修 委託先 財団法人 日本傷痍軍人会	8

○ 「障害者福祉都市」の推進

新たに47市(55年度新規は25市)を障害者福祉都市として指定する。

○ 障害者社会参加促進事業

一県当たり総事業費を1600万円(55年度1250万円)に増額するとともに、メニュー事業として新たに、脳性まひ者等ガイドヘルパー派遣事業、中途失明者緊急生活訓練事業、要約筆記奉仕員養成事業の3事業を加え、20事業とする。

○ 補装具給付に新たに、骨格構造義肢をとり入れる。

○ 日常生活用具給付として新たに、盲人用電卓、老人・障害者用電話をとり入れる。

イ. 心身障害児(者)対策(214,334百万円)

○ 神経センターの整備を引き続き進めるとともに神経疾患研究を推進する。

○ 心身障害児(者)施設地域療育事業

55年度から施設オープン化対策として実施している、心身障害児短期療育事業、精神薄弱者生活能力訓練事業、心身障害児(者)巡回療育相談等事業を292施設(55年度232施設)で実施するとともに、在宅重度心身障害児(者)緊急保護事業を実施

する。(対象人員4,047人)

○ 精神薄弱者通所援護事業を87ヵ所(55年度57ヵ所)で実施する。

(2) 福祉に関する基盤整備の推進

ア. 地域福祉対策の推進

(ア) 在宅老人福祉対策(9270百万円)

○ 老人就労あつ旋事業

高齢者無料職業紹介所を148ヵ所(55年度144ヵ所)、高齢者能力活用推進協議会を78ヵ所(55年度70ヵ所)にそれぞれ増設する。

○ 豊かな老後をきづく地域活動助成

老人クラブの助成、58ヵ所(うち新規29ヵ所)の生きがいと創造の事業の助成、都道府県・指定都市老人クラブ活動推進員85人(55年度81人)の設置を行う。

○ 家庭奉仕員等派遣事業

家庭奉仕員を13,320人(55年度13,220人)に増員するとともに、手当を1,267,200円(年額、55年度1,166,400円)に引き上げる。

○ デイ・サービス事業

施設利用サービス事業を60市(55年度40市)で実施するとともに、新たに、30市町村において、給食、入浴等の居宅サービス事業(日常生活援護促進事業)を実施する。

(イ) 在宅身体障害者対策(52,110百万円)

○ 身体障害者相談員を7,594人(55年度6,830人)に増員する。

○ 盲・ろうあ者等福祉事業

新たに、点字図書情報サービス事業、全国盲人生活相談事業、ビデオ・カセット・ライブラリー製作貸出事業を実施する。

○ 福祉手当の手当月額を9,250円から1万円に引き上げる。

所得制限については扶養義務者の場合、876万円(6人世帯)は据置くが、本人の場合は従前の216.4万円を大幅に引き上げ、300万円(2人世帯)とする。

(ウ) 在宅心身障害児(者)対策(94,215百万円)

○ 在宅精神薄弱者福祉対策

精神薄弱者通所寮を80ヵ所(55年度74ヵ所)に増加させるとともに、精神薄弱者相談員手当(月

額)を1,300円(55年度1,200円)に引き上げる。

○ 特別児童扶養手当の手当月額を1級の場合33,800円から36,000円に、2級の場合22,500円から24,000円にそれぞれ引き上げる。

本人所得制限については、506万円から523万円(6人世帯)に引き上げる。

(エ) ボランティア活動等の推進(1,555百万円)

○ 都道府県、市町村に設けられている社会奉仕活動指導センターの運営費を増額するとともに、民生委員活動の一環として新たにケース処理研究協議会を設ける。

○ 福祉活動専門員を1,931人(55年度1,811人)に増員する。

イ. 家庭保健(母子保健)対策(1,179百万円)

○ 心身障害研究を充実するとともに、代謝異常検査、クレチン症検査の対象人員の増加、特殊ミルク共同安全開発事業等により、心身障害発生产予防対策を充実する。

○ 小児慢性特定疾患治療研究の対象範囲を拡大し、新たに若年性関節リウマチの通院治療を取り入れる。

ウ. 児童の健全育成対策(5,485百万円)

○ 児童館、児童センターをそれぞれ70ヵ所新設するとともに、運営費の引き上げを行う。

○ 母親クラブの対象クラブを3,000クラブ(55年度2,900クラブ)に増加させる。

○ 国立総合児童センター(こどもの城)の建設を引き続き行う。

エ. 児童手当制度

市町村民税所得割非課税世帯に対する児童手当額を月額6,500円から7,000円に引き上げる。

所得制限については、497万円から450万円(6人世帯)に引き下げる。

オ. 母子・寡婦等福祉対策(182,808百万円)

○ 児童扶養手当の手当月額を29,300円から31,200円に引き上げる。

本人所得制限は、506万円(6人世帯)を据置く。

カ. 低所得者援護の強化(995,841百万円)

○ 生活保護の生活扶助基準を8.7%引き上げる。

キ. 社会福祉施設の整備と運営改善

(ア) 施設整備の推進(65,000百万円)

○ 新たに、障害者更生保養センター(仮称)、身体障害者通所ホームを対象とするとともに身体障害者福祉センター(B型)を拡充する。

(イ) 施設運営の改善

業務の省力化等勤務条件を改善し、44時間勤務体制の実質的な確立を図る。(56年度はその初年度分として3,544百万円を計上している。)

○ 脳性まひ者の歯科治療体制を整備する。

○ 乳児保育の対象をD₂階層からD₄階層まで拡大する。

(3) 保健医療に関する基盤整備の推進

ア. 健康づくり対策(19,399百万円)

○ 婦人の健康診査および栄養改善地区組織活動をそれぞれ380地区(55年度300地区)で実施し、婦人の健康づくりを推進する。

○ 2,233ヵ所の市町村(55年度2,031ヵ所)で老人健康教育を実施するとともに老人健康診査の対象人員を拡大する。

また、264ヵ所(55年度236ヵ所)で在宅老人機能回復訓練を実施するとともに、168ヵ所(55年度140ヵ所)で老人保健医療総合対策開発事業を実施する。

イ. 地域医療の充実(26,040百万円)

○ 臨床研修費の補助対象人員を拡大し、プライマリーケア対策を充実する。

○ 救急医療対策については5ヵ年計画(52~56年度)の最終年度として、初期、第二次、第三次の各救急医療体制を整備する。

○ へき地中核病院を中心とする医療体制の体系的整備等第5次へき地医療対策(55~60年度)の計画的な推進を図る。

ウ. 特殊疾病対策(92,850百万円)

○ 特定疾患治療研究の対象疾患を21疾患から23疾患に拡大する。

○ 新たに、感染症に関する全国的な情報網の整備を推進する。

○ 肝炎対策を推進するため、肝炎対策推進協議会を設置する。

エ. 保健衛生、医療施設等の整備(13,301百万円)

表 19 年 金 制 度 の 改 善

1. 厚生年金, 船員保険及び拠出制国民年金

物価スライドによる給付改善

昭和55年度の消費者物価上昇率に応じて年金額の改定を行う。(55年度物価上昇率・実績見込み 7.0%)

		スライド前	スライド後
厚生年金モデル年金額 (30年加入, 夫婦)	(月額)	136,050円	→ 144,525円
国民年金年金額			
25年加入 (夫婦, 付加年金)	(月額)	94,000円	→ 99,884円
10年年金	(月額)	26,550円	→ 28,408円
実施時期			
厚生年金・船員保険		昭和56年6月	
国民年金		昭和56年7月	

2. 福祉年金

(1) 年金額の引上げ (昭和56年8月から)

老齢福祉年金	(月額)	22,500円	→ 24,000円
扶養義務者の収入が600万円(6人世帯)以上の場合			23,000円
障害福祉年金(1級)	(月額)	33,800円	→ 36,000円
障害福祉年金(2級)	(月額)	22,500円	→ 24,000円
母子・準母子福祉年金	(月額)	29,300円	→ 31,200円

(2) 所得制限

ア. 本人所得制限

老齢 支給停止率維持	(2人世帯 216.4万円→226.6万円)
障害 実質改善	(2人世帯 216.4万円→300万円)
母子 児童扶養手当と同様	(2人世帯 361万円据置)

イ. 扶養義務者所得制限

6人世帯	876万円据置
------	---------

円)

○ 新たに, 離島特定診療所, 地域医療研修センターのオープン病棟, 老人デイ・ケア施設を医療施設整備の, 地域医療研修センターの共同利用高額医療機器, 老人デイ・ケア施設等を医療設備整備の対象とする。

(4) 年金制度の改善とサービスの充実

○ 56年度における年金制度の改善は, 表19のとおりである。

○ 54年度以降進めてきた年金オンライン体制を262ヵ所の全社会保険事務所について実施する。

また, 社会保険事務所の未設置市において毎月1回, 社会保険の出張相談を行う。

(5) 医療保険制度

○ 56年度の政府管掌健康保険のおもな改正点は表20のとおりである。(なお, 組合管掌健康保険, 船員保険等もこれに準じて改正される。)

(6) 老人医療

老人保健医療制度については, 55年12月21日に

表 20 政府管掌健康保険の改正

1. 医療給付	56年3月から
(1) 給付率	
本人 入院	10割→10割
外来	10割→10割
家族 入院	7割→8割
外来	7割→7割
(2) 一部負担	
本人 初診時	600円→800円
入院時1日(1ヵ月)	200円→500円
(3) 高額療養費自己負担限度額	
月	39,000円→39,000円
	(但し, 低所得者は月15,000円)
2. 現金給付	56年4月から
分娩費	100,000円→150,000円
埋葬料	50,000円→70,000円
3. 標準報酬月額の上限	56年10月から
	380,000円→470,000円
4. 保険料率	
	56年3月から 56年10月から
	$\frac{80}{1,000} \rightarrow \frac{84}{1,000} \rightarrow \frac{85}{1,000}$

厚生大臣と大蔵大臣との間で次のような合意が行われ、56年度は現行どおりとすることとなった。

ア. 高齢化社会の到来に対応し、予防を含む総合的な老人保健対策を推進するための制度を創設する。

イ. 新制度の内容は、おおむね厚生省老人保健医療対策本部第一次試案を基に更に詰める。

ウ. 新制度の実施に先立ち、新制度における診療報酬のあり方について検討する。

エ. 新制度においては、国、地方公共団体、各保険者の共同の責任において、毎年度収支均衡が図られるような方策を検討する。

オ. 各制度の実施時期は、57年度とする。

カ. 前記事項を内容とする新制度を創設するための老人保健法案（仮称）を次の通常国会に予算非関連法案として提出する。

キ. 現行制度は、56年度においては現行どおりとする。

(7) 看護婦、保母等の養成確保と処遇改善（51,287百万円）

○ 看護婦等養成所の整備を進めるとともに、院内保育事業等を充実する。

○ 新たに、民間の理学療法士養成所の運営費の助成を行う。

(8) 生活環境施設の整備（157,422百万円）

○ 簡易水道の普及促進、水道水源の確保と水道の広域化の推進、廃棄物処理対策の充実を図る。

○ 新たに設立される広域臨海環境センターが行う廃棄物の広域処理場の建設事業について、補助を行う。

(9) 戦傷病者戦没者遺族等の援護対策（147,214百万円）

○ 肉親探しのため来日する中国孤児のために、受け入れ施設を設けるとともに、必要な調査活動費を計上し、中国孤児対策を強化する。

○ 新たに、満州義勇隊開拓団員を戦傷病者戦没者遺族等援護法の処遇対象とする。

(10) 原爆被爆者対策の充実（95,661百万円）

○ 原爆被爆者に対する各種手当について、表21のとおり改善を図るほか、被爆者相談員を増員（2人から9人へ）する。

表 21 各種手当の改善（昭和56年8月実施）

(1) 医療特別手当の新設	月額 98,000円（所得制限なし）
(2) 特別手当	月額 67,500円→56年8月廃止 月額 33,800円→36,000円
(3) 健康管理手当	月額 22,500円→24,000円
(4) 保健手当	月額 11,300円→12,000円 加算の創設 加算分月額 12,000円 イ. ケロイド等を有する者 ロ. 単身居宅の身寄りのない老人
(5) 原爆小頭症患者手当（法制化）	月額 31,500円→33,600円（所得制限なし）
(6) 医療手当（56年8月廃止）	月額 24,500円 月額 22,500円
(7) 介護手当	月額 30,900円→32,100円
(8) 家族介護手当	月額 9,250円→10,000円
(9) 葬祭料	85,000円→97,000円

(11) その他の重要施策

以上のほか、医薬品等の安全対策、環境衛生関係営業の振興、国際保健医療協力等の推進等を引き続き重点的に行っていくこととしている。

V 厚生省所管特別会計予算の概要

(1) 厚生保険特別会計

この会計は、健康保険法、日雇労働者健康保険法および厚生年金保険法に基づき、被保険者に対する療養給付、年金給付その他の給付を行うことによって、被用者の福祉の向上を図るとともに、児童手当法に基づく児童手当に関する経理を行うために設けられたものである。

56年度予算においては、健康勘定は4兆246億円（歳入・歳出、歳入のうち5,279億円を一般会計より受入）、日雇健康勘定は6,537億円（歳入・歳出、歳入のうち370億円を一般会計より受入）、年金勘定は歳入8兆5,836億円（うち6,646億円を一般会計より受入）、歳出4兆7,026億円、児童手当勘定は1,424億円（歳入・歳出、歳入のうち770億円を一般会計より受入）、業務勘定は3,212

億円（歳入・歳出，うち 638 億円を一般会計より受入）をそれぞれ計上している。

（2） 船員保険特別会計

この会計は，船員保険法に基づき，被保険者等に対する療養給付，年金給付，失業給付，その他の給付を行うことによって，船員の福祉の向上を図るために設けられたものである。

56年度予算においては，歳入 2,471 億円（うち 340 億円を一般会計より受入），歳出 2,461 億円を計上している。

（3） 国立病院特別会計

この会計は，国立病院，国立がんセンターおよび国立循環器病センター並びに国立療養所の円滑な運営とその経理の適正を図るために設けられたものである。

56年度予算においては，病院勘定は 3,008 億円（歳入・歳出，歳入のうち 363 億円を一般会計より受入），療養所勘定は 2,566 億円（歳入・歳出，歳入のうち 485 億円を一般会計より受入）をそれぞれ計上している。

（4） あへん特別会計

この会計は，あへん法により国に専属するあへんの輸入，輸出，買取りおよび売渡しの事業を円滑に運営し，その経理を明確にするために設けられたものである。

56 年度予算は，1,456 百万円（歳入・歳出）である。

（5） 国民年金特別会計

この会計は，国民年金法に基づき，国民の老齢・廃疾または死亡に関して必要な年金の給付等を行うことにより，健全な国民生活の維持および向上に寄与するため設けられたものである。

56年度予算においては，国民年金勘定は歳入 2 兆 1,919 億円（うち 6,306 億円を一般会計より受入），歳出 2 兆 1,154 億円，福祉年金勘定は 1 兆 448 億円（歳入・歳出，歳入のうち 1 兆 414 億円を一般会計より受入），業務勘定は 1 兆 5,112 億円（歳入・歳出，歳入のうち 972 億円を一般会計より受入）をそれぞれ計上している。

（きもと ただお・厚生省大臣官房会計課課長補佐）